

増加する空き家、空き地の対策はお早めに

市に届く苦情も近年増加傾向 放置しておくとも損害賠償を請求されることも

少子高齢化による人口減少が進む中、全国的に空き家や空き地が増えています。市内も例外ではなく、市に届く空き家などに関する苦情件数は、近年増加傾向。苦情の多くは、老朽化による屋根や壁の崩落、雑草の繁茂、湿気によるカビの発生など、管理されていないことが原因です。近くの人や通行している人に被害が出た場合、所有者や管理者が損害賠償を請求されることがあります。そうならないためには、事前の対策が大切です。市生活環境課では、空き家の相談を受け付けています。気軽にご利用ください。

□空き家相談

除去するときの補助金紹介、シルバー人材センターによる空き家管理業務の紹介など

□まちづくり出前講座

市職員が、空き家の現状や対策などについて、45分程度の出前講座を実施

県空き家活用サポートセンター

県は、空き家になる建物を減らそうと、「空き家活



用サポートセンター」を開設しています。空き家や将来空き家になりそうな住宅を今後どうすればいいかなど、専門相談員のアドバイスを受けられたり、専門業者を紹介してもらえたりします。相談料は無料です。

●相談電話番号 092・726・6210（平日、午前9時～午後5時）

●窓口での相談 アクロス福岡3階（一財）県建築住宅センター内（福岡市中央区天神）

【問】同課環境係（☎77・8485）

放置されている危険な老朽家屋の解体費を補助

補助金額は解体費用の2分の1で上限は45万円

老朽化して放置された家屋が倒壊したり、建築資材が飛散したりするなど、周りの住環境に悪影響を及ぼすような危険な家屋が増えています。市は、老朽家屋を解体する費用を補助します。ただし、補助は原則、同じ敷地内で1回限り。補助金の交付決定前に工事に着手しているときは補助対象外です。老朽家屋の解体を検討している人は、早めに市建設課（4月から都市計画課）へ相談してください。

●補助金額 解体費用の2分の1、上限45万円まで

●対象建築物 次のすべての要件に当てはまる建築物
▷周辺の住環境を悪化させ、放置されている木造か軽量鉄骨の建築物（住宅）▷床や基礎、外壁など、老朽度の判定基準による各評点の合計が100点以上の建築物▷所有権以外の権利が設定されていない建築物▷地方公共団体や独立行政法人などの所有権がない建築物▷公共事業による移転、建て替え、その他の補償の対象でない建築物

●補助対象者 次の全てに該当する人

▷老朽危険家屋の所有者か所有者の相続関係者▷暴力団の構成員でない人▷市税を滞納していない人

●補助金受取までの流れ

①市建設課へ相談②同課で内容を確認、現地調査

③申請書や工事見積書などの書類を同課へ提出④交付決定後、解体工事

⑤事業完了報告書などを提出して補助金を受け取る

【問】同課建築係（☎77・8544）



老朽家屋

有明海の環境保全を児童が絵で表現

令和3年度「有明海を大切に」図画・ポスター入賞者42人を紹介

児童に有明海の環境保全への理解を深めてもらおうと、市は市内の小学生を対象に図画・ポスターを毎年募集しています。今回は、市内から865点の応募があり、そのうち42点が入賞しました。最優秀作品は、3月25日まで西鉄柳川駅自由通路に、その後柳川庁舎前の広告塔に1年間掲示します。入賞者は次のとおりです（敬称略、かっこ内は学校名と学年）。

■1・2年生の部 ▷最優秀賞＝石川瑞奈（中島2）
▷優秀賞＝藤木由輝（蒲池2）、松藤美桜（中島2）、松藤大治（両開2）▷入選＝上村明沙妃（六合1）、古賀めぐみ（中島1）、堤柚綺（同1）、田中七尚（大和1）、中村紬（有明1）、園田侑生（蒲池1）、中村千恵（二ッ河1）、松下昊生（矢ヶ部1）、矢ヶ部晴汰（柳河2）、大津新汰（皿垣2）

■3・4年生の部 ▷最優秀賞＝相浦悠真（城内3）
▷優秀賞＝山崎蓮介（蒲池3）、下川由莉（藤吉3）、笠間美遥（両開4）▷入選＝古賀美雅（藤吉3）、田川夏陽（豊原3）、田中杏奈（同3）、古賀渚彩（蒲池3）、石井優菜（矢留3）、内田樹花（東宮永4）、坂口春（城内4）、宮本望乃香（蒲池4）、野口詩織（同4）、梶島紫龍（昭代第二4）

■5・6年生の部 ▷最優秀賞＝樽見琴響（蒲池6）▷優秀賞＝西田美羽音（中島5）、渋谷晃輝（矢ヶ部6）、

■最優秀賞作品



1・2年生の部
石川瑞奈（中島2）



3・4年生の部
相浦悠真（城内3）



5・6年生の部
樽見琴響（蒲池6）

竹田夕貴（同6）▷入選＝中村心（豊原5）、富崎和奏（藤吉5）、川津美空（矢ヶ部5）、新開聖海（中山5）、平田駿輝（蒲池5）、古賀祥佳（同5）、古賀花音（同5）、後藤大夢（同5）、井上颯太（矢ヶ部6）、木下脩瑛（豊原6）

【問】市水産振興課水産振興係（☎77・8752）

16万円を上限に補助 危険なブロック塀の撤去費用

撤去を考えている人は、市建設課建築係へ早めに相談してください

市は、倒壊する恐れがある危険なブロック塀の撤去費用を一部補助しています。撤去を考えている人は、早めに市建設課（4月から都市計画課）へ相談してください。

●補助対象 コンクリートブロック造、石造、れんが造などによるブロック塀。ただし、門柱やフェンス、門扉、土留め部分の撤去は対象外

●補助対象者 次の全てに該当する人

▷ブロック塀などを撤去する所有者や管理者▷同一敷地で、過去にブロック塀などの撤去の補助金を受けたことがない人▷市税を滞納していない人▷暴力団の構成員でない人

●対象工事 診断カルテが総合評点40点未満で、避難通路（住宅や事業所などから避難所や避難場所までの私道を除く経路）に面する高さ1m以上のブロック塀などを撤去する工事。交付決定前に工事着手してい



る場合は、補助対象外

●補助金額 撤去費用の3分の2（最大16万円、1000円未満切り捨て）

詳しくは、同課へ問い合わせるか、市公式サイトで確認してください。

【問】同課建築係（☎77・8544）



建設課

解体を検討中なら
早めに建設課へ
相談を

